

学生便覧の修正について

平成 30 年度入学生対象 学生便覧（2018）P.180

「4. 各種の資格等について」申請中となっていました JABEE プログラムについて認定されましたので、下記のとおり学生便覧を訂正します。

4. 各種の資格等について

●技術士（技術士法）

情報工学部卒業生は、技術士試験の第 1 次試験が免除される（予定（注））。卒業後は、文部科学省令に定める業務に従事し、その従事した期間が同省令に定める期間を超えることにより、第 2 次試験を受けることができる。

~~（注）2022 年度に予定される JABEE プログラム認定後に確定します。~~

学生便覧の修正について

平成 30 年度入学生対象 学生便覧（2018）P.180

「4. 各種の資格等について」申請中となっていました 1 級技術検定及び 2 級技術検定について、下記のとおり認定されましたので、学生便覧を訂正します。

● 1 級技術検定（建設業法）（注）本項目は認定手続き中の内容であり、変更の可能性があります。

~~情報工学部卒業生で、1 級技術検定の電気工学に関する学科となっている検定種目に関し、指導監督的実務経験 1 年以上を含む 3 年以上の実務経験を経た者は受験資格を取得できる。~~

知能情報工学科

~~知能情報工学科卒業生で、施工技術検定規則（昭和 35 年建設省令第 17 号）第 2 条の表の学科の欄において「電気工学に関する学科」となっている検定種目について、卒業した後、受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験 1 年以上を含む 3 年以上の実務経験を有する者は、1 級技術検定の受験資格が認められる。~~

情報・通信工学科

~~情報・通信工学科卒業生で、施工技術検定規則（昭和 35 年建設省令第 17 号）第 2 条の表の学科の欄において「電気工学に関する学科」となっている検定種目について、卒業した後、受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験 1 年以上を含む 3 年以上の実務経験を有する者は、1 級技術検定の受験資格が認められる。~~

知的システム工学科

~~知的システム工学科卒業生で、施工技術検定規則（昭和 35 年建設省令第 17 号）第 2 条の表の学科の欄において「機械工学に関する学科」となっている検定種目について、卒業した後、受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験 1 年以上を含む 3 年以上の実務経験を有する者は、1 級技術検定の受験資格が認められる。~~

物理情報工学科

~~物理情報工学科卒業生で、施工技術検定規則（昭和 35 年建設省令第 17 号）第 2 条の表の学科の欄において「電気工学に関する学科」となっている検定種目について、卒業した後、受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験 1 年以上を含む 3 年以上の実務経験を有する者は、1 級技術検定の受験資格が認められる。~~

生命化学情報工学科

~~生命化学情報工学科卒業生で、施工技術検定規則（昭和 35 年建設省令第 17 号）第 2 条の表の学科の欄において「電気工学に関する学科」となっている検定種目について、別紙に示す教科において指定する条件を満たし卒業した後、受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験 1 年以上を含む 3 年以上の実務経験を有する者は、1 級技術検定の受験資格が認められる。~~

● 2級技術検定（建設業法）(注)本項目は認定手続き中の内容であり、変更の可能性があります。

~~情報工学部卒業生で、2級技術検定の電気工学に関する学科となっている検定種目に関し、1年以上の実務経験を経た者は受験資格を取得できる。~~

~~ただし、検定種目が建設機械施工であるときは、受験しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を経た後、受験資格を取得できる。~~

知能情報工学科

知能情報工学科卒業生で、施行技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において「電気工学に関する学科」となっている検定種目であって、次の表左欄に掲げる種目及び試験区分について、2級の第一次検定に合格した者であって、それぞれ同表右欄に掲げる者は、2級技術検定の受験資格が認められる。

種目及び試験区分	受験資格を認める者
<u>建設機械 施工管理</u>	<u>九州工業大学情報工学部知能情報工学科を卒業した後、受験しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を有する者</u>
<u>その他の 種目</u>	<u>九州工業大学情報工学部知能情報工学科を卒業した後、受験しようとする種目（土木施工管理又は建築施工管理にあっては、種別）に関し1年以上の実務経験を有する者</u>

情報・通信工学科

情報・通信工学科卒業生で、施行技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において「電気工学に関する学科」となっている検定種目であって、次の表左欄に掲げる種目及び試験区分について、2級の第一次検定に合格した者であって、それぞれ同表右欄に掲げる者は、2級技術検定の受験資格が認められる。

種目及び試験区分	受験資格を認める者
<u>建設機械 施工管理</u>	<u>九州工業大学情報工学部情報・通信工学科を卒業した後、受験しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を有する者</u>
<u>その他の 種目</u>	<u>九州工業大学情報工学部情報・通信工学科を卒業した後、受験しようとする種目（土木施工管理又は建築施工管理にあっては、種別）に関し1年以上の実務経験を有する者</u>

知的システム工学科

知的システム工学科卒業生で、施行技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において「機械工学に関する学科」となっている検定種目であって、次の表左欄に掲げる種目及び試験区分について、2級の第一次検定に合格した者であって、それぞれ同表右欄に掲げる者は、2級技術検定の受験資格が認められる。

種目及び試験区分	受検資格を認める者	
建設機械 施工管理	第二次 検定	九州工業大学情報工学部知的システム工学科を卒業した後, 受検しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を有する者
その他の 種目		九州工業大学情報工学部知的システム工学科を卒業した後, 受検しようとする種目(土木施工管理又は建築施工管理にあっては、種別)に関する1年以上の実務経験を有する者

物理情報工学科

物理情報工学科卒業生で、施行技術検定規則(昭和35年建設省令第17号)第2条の表の学科の欄において「電気工学に関する学科」となっている検定種目であって、次の表左欄に掲げる種目及び試験区分について、2級の第一次検定に合格した者であって、それぞれ同表右欄に掲げる者は、2級技術検定の受検資格が認められる。

種目及び試験区分	受検資格を認める者	
建設機械 施工管理	第二次 検定	九州工業大学情報工学部物理情報工学科を卒業した後, 受検しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を有する者
その他の 種目		九州工業大学情報工学部物理情報工学科を卒業した後, 受検しようとする種目(土木施工管理又は建築施工管理にあっては、種別)に関する1年以上の実務経験を有する者

生命化学情報工学科

生命化学情報工学科卒業生で、施行技術検定規則(昭和35年建設省令第17号)第2条の表の学科の欄において「電気工学に関する学科」となっている検定種目であって、次の表左欄に掲げる種目及び試験区分について、2級の第一次検定に合格した者であって、それぞれ同表右欄に掲げる者は、2級技術検定の受検資格が認められる。

種目及び試験区分	受検資格を認める者	
建設機械 施工管理	第二次 検定	九州工業大学情報工学部生命化学情報工学科の課程のうち別紙に示す教科において指定する条件を満たし卒業した後, 受検しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を有する者
その他の 種目		九州工業大学情報工学部生命化学情報工学科の課程のうち別紙に示す教科において指定する条件を満たし卒業した後, 受検しようとする種目(土木施工管理又は建築施工管理にあっては、種別)に関する1年以上の実務経験を有する者

(別紙)

生命化学情報工学科分子生命工学コース

施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において「電気工学に関する学科」となっている検定種目の受検資格認定対象者は下記のとおりとする。

次に掲げる科目から、合計6単位以上履修した者

人工知能基礎

人工知能B

脳情報工学

人工知能論理

脳型システム

生命化学情報工学科医用生命工学コース

施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において「電気工学に関する学科」となっている検定種目の受検資格認定対象者は下記のとおりとする。

次に掲げる科目から、合計4単位以上履修した者

環境情報学

脳情報工学

人工知能論理

脳型システム